

2023年11月

大学院 修士課程・専門職学位課程
2024年4月入学予定者 各位

法政大学大学院事務局

国による大学院修士段階における「授業料後払い制度」について（お知らせ）

2024（令和6年）年度以降の修士課程及び専門職学位課程進学者で、一定の申請資格を満たした方が、制度の利用を申請し認められた場合、課程修了後の所得に応じて、在学中の授業料を後払いする仕組み（以下、「授業料後払い制度」という）が国により創設される予定です。

2023年11月時点で判明している情報に基づき、法政大学大学院への進学を予定している方に、入学手続きに含まれる2024（令和6年）年度春学期授業料の納入猶予に関する本学の対応をお知らせいたします。なお、国により制度の検討が進められており、今後、内容が変更になる可能性があることをご承知おきください。

1. 授業料後払い制度の概要（2023年11月現在）

- ・日本学生支援機構 第一種奨学金（無利子の貸与奨学金）の一形態です。
- ・授業料は、原則として本人に代わり日本学生支援機構から大学に支払われます。制度利用者はマイナンバーを日本学生支援機構に提出し、卒業後の所得に応じた返還月額で、日本学生支援機構に貸与総額を後払い（返還）する仕組みです。
- ・後払いとできる授業料の額（授業料支援金）は年776,000円を上限とすることが予定されています（現段階では決定されていません）。
- ・保証料の支払い（機関保証への加入）が必須です。
- ・別途「生活費奨学金」として月額2万円か4万円の貸与を受けることができます（振込開始は2024年11月以降を予定）。
- ・「授業料後払い制度」を利用する場合、第一種奨学金を利用することはできません。
- ・第一種奨学金と同様に、優れた業績による貸与奨学金返還免除制度の適用を予定しています。

2. 対象者について

（1）以下の条件をすべて満たす者

- ・2024（令和6）年度以降に国内の大学院に進学した者
- ・本人の希望に基づき、在学を通じた申請を行った者
- ・JASSOの修士段階を対象とした月額5万円又は8万8千円の第一種奨学金と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者
- ・過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

（2）2024（令和6）年度については、上記（1）に加え、以下のいずれかに該当する者のみが対象

①2024年度秋の新規入学者

②2024年度春の新規入学者であって、学部で高等教育の「修学支援新制度」の対象となったことがあり、かつ就労等を挟まずに大学院へ進学した者。当該者については、進学先の大学院が秋まで授業料の納付を猶予する場合、本人からの申出に基づいて、2024年4月からの授業料に遡って支援の対象とする。

3. 「授業料後払い制度」利用希望者の2024（令和6）年度春学期授業料の納入猶予について

本学は、上記2（2）②（下線部）に該当し、当制度の利用を希望する方の2024（令和6）年度春学期授業料の納入を猶予いたします。

「授業料後払い制度」利用希望者は、入学手続き締切日までに以下4に記載した通りの入学手続き金の納入と研究科が指定する入学手続き書類に加えて、授業料猶予申請書の提出が必要です。なお、通常の入学手続き金を納入した場合には、「授業料後払い制度」を利用することはできません。

*本制度利用を希望する上記2（2）②（下線部）に該当する方以外への授業料納入猶予はございません。

（裏面に続く）

*本制度は国による検討途中のため、変更が生じる可能性がございます。詳細が決定され次第、本学ウェブサイト等でお知らせします。

- (1) 制度利用希望者は、以下4の入学手続金額について事前に問い合わせてください。
- (2) 入学手続締切日を含む3日前まで（例：入学手続締切日が6日の場合は3日23時59分まで）に、以下のURL又は二次元バーコードから申請フォームに入力してください。

入力の際に、「修学支援新制度」利用者であることを証明できる書類（日本学生支援機構給付奨学金の奨学生証の画像やスカラネットパーソナルの給付奨学金の詳細情報画面のスクリーンショット）をアップロードしてください。

<https://forms.gle/B6ruU3gHu1EyNyA68>



- (3) 上記(2)完了後に「2024年度「授業料後払い制度」利用予定者のための授業料猶予申請書」が自動返信メールで届きます。入学手続期限までに以下4の入学手続金を納入し、入学手続書類と一緒に上記「授業料猶予申請書」を提出してください。

- (4) 制度についての問い合わせ

i.hgs@ml.hosei.ac.jp 法政大学大学院事務部大学院課 (03-5228-0545)

4. 「授業料後払い制度」利用希望者の入学手続金について

猶予の対象は授業料であり、入学金、教育充実費、実験実習費、諸会費、授業料差額（法務研究科、イノベーション・マネジメント研究科*参照）等の入学手続金は入学手続期間内に納入する必要があります。

制度の利用希望者は入学手続金額について、事前に大学院課に問い合わせ確認してください。

- (1) 法科大学院（法務研究科）、イノベーション・マネジメント研究科

- ・入学金
- ・授業料差額
- ・教育充実費
- ・諸会費

*後払いとできる年間授業料の額には上限があります（以下「支援対象授業料」という）。支援対象授業料は776,000円を上限とすることが予定されています（国の令和6年度予算編成課程において決定するため、変更の可能性があります）。法務研究科及びイノベーション・マネジメント研究科は2024年度春学期授業料と支援対象授業料の半額（388,000円を予定）との差額を納入する必要があります。

- (2) それ以外の研究科

- ・入学金
- ・教育充実費
- ・実験実習費
- ・諸会費

5. 授業料後払い制度希望者の入学後の手続について

- (1) 「授業料後払い制度」申請について

別途、入学後（申請時期未定）に「授業料後払い制度」に申請する必要があります。2024年秋（11月以降を予定）に採用されると2024年度の支援対象授業料年額が日本学生支援機構を通じて大学に振り込まれるため、これをもって本学の授業料に充当します。申請をしなかった場合や、申請しても採用されなかった場合には、猶予された授業料を直ちに納入いただきます。

- (2) 2024年度秋学期学費について

秋学期の学費納入に関しまして、ご入学後にご連絡します。

6. 日本学生支援機構第一種奨学金（無利子貸与奨学金）について

参考として、日本学生支援機構のサイトで確認ください。

以 上

